

民生常任委員会概要記録

記録者 主査 熊谷和也

1. 会議の日時

令和4年5月18日(水)

開会 午後 0時57分

閉会 午前 1時08分

2. 会議の場所

本庁舎3階 第2会議室

3. 審査(質疑・討論・採決)

- (1) 議案第3号 「気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて

4. その他

5. 出席者

民生常任委員会

委員長	菊 田 篤
副委員長	秋 山 善治郎
委員	三 浦 友 幸
委員	遠 藤 秀 和
委員	村 上 伸 子
委員	村 上 進
委員	熊 谷 伸 一
委員	三 浦 由 喜

当 局

市民生活部長	佐々木 智 美
同 保険年金課長	小 松 広 和
同 保険年金課課長補佐兼保険係長	村 上 明

同 保険年金課課長補佐兼医療給付係長

熊 谷 智 江

議会議務局

主査

熊 谷 和 也

6. 会議の経過

午後 0時57分 開会

◎委員長（菊田 篤君） 出席委員数8名。定足数に達しましたので、ただいまより民生常任委員会を開会いたします。

本日の欠席届出委員及び遅参届出委員はございません。

なお、本日の委員会に説明のため関係職員が出席しておりますので、併せて御報告いたします。

次に、報道機関から写真撮影等の申出があった場合、委員長はこれを許可いたしますので御報告いたします。

今議会において、当委員会に付託された議案は、議案第3号「気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについての1件であります。

それでは、次第のとおり審査を進めます。

（1）議案第3号 「気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて

◎委員長（菊田 篤君） 議案第3号の審査に入ります。当局の補足説明を求めます。市民生活部長 佐々木智美さん。

◎市民生活部長（佐々木智美君） それでは、議案書の32ページをお開き願います。

議案第3号「気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定」の専決処分につき承認を求めることについて、補足説明は昨日の本会議場での説明のとおりでございますので、省略してもよろしいでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 今、部長のほうから省略というお話がありましたが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）続けてどうぞ。

◎市民生活部長（佐々木智美君） それでは、御審議のほどよろしく願いいたします。

◎委員長（菊田 篤君） 課長からの説明は特にないの。（「よろしく願います」の声あり）これより質疑に入ります。三浦友幸委員。

◎三浦友幸委員 あまり詳しく分からないんですけども、この改正前と改正後の基礎課税限度額63万円が65万円というのは、大体収入だっりの割合で。その収入幾らぐらいの値段というか、目安になるんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） お答えいたします。

三浦委員の質問は、限度額の目安的などところかと思うんですけども。（「はい」の声あり）参

考までの例ですけれども、本市におきまして40歳以上の夫婦2人世帯で、例えば旦那さんのみの収入があるといった場合には、基礎課税額のみなんです。所得で913万円で限度額に達します。ああ、改正前は913万円だったんですけれども、改正後に943万円に上がります。

それから、後期支援分としましては815万円が865万円に限度額が上がりますし、介護納付分につきましては725万円。そのまま、今回変更がありませんので、725万円で限度額に達するというような状況でございます。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。（「分かりました、はい」の声あり）ほかに。よろしいでしょうか。（「いや、ちょっと待ってね」の声あり）秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 今回法律改正したのは、そんなに国民の所得は上がっているわけでもないと思うんですけども、何でこんなふうに改正してきたんですかね。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） お答えいたします。

今、大体、被保険者の高齢化ですとか医療の高齢化に伴いまして、医療費が今後増加するというようなことが見込まれております。そういった中で、国保の被保険者の所得が伸びない状況下におきましては、国保税率の引上げだけで必要な収入を賄おうとすると、高所得者層の方々につきましては、今、限度額がありますので負担が変わらないというような状況の中で、そうなりますと中間所得層の方に負担を求めることとなります。ということから、賦課限度額の引上げによりまして、高所得者層の方にも応分の負担を求めまして、中間所得層の負担を上昇するのを抑制するというようなことを目的でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 気仙沼市の場合、実際に限度額を超えて負担している人はどのぐらいいるんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） 本日お手元にあります議案第3号説明資料を御覧いただきたいと思っております。

説明資料の5ページになります。

ここの3番ですね。「課税限度額超過世帯等への影響」ということで、これは令和4年3月の異動賦課に基づいての、参考までに算出しております資料になりますが、基礎課税額で改正前は上限に達していたところが70世帯あったのが、改正によりまして64世帯になります。6世帯が減るといふ形になります。後期の支援金分につきましては、改正前の87世帯が改正後76世帯に減りまして、11世帯の減というような、こんなような。ここに記載のところが超過世帯ということになります。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいでしょうか。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 うちの国保会計に対しての影響額ってどのような形。これで計算したって。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） 影響額につきましては、今回の改正に伴いまして、下段の表になります。基礎課税分が135万2,000円、後期支援金分が80万4,000円の合計で、215万6,000円の影響を受けていることになります。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 そうすると、国保会計全体の中であまり大きな影響与えるようになるとは、私はないんじゃないかと思うんですけども、どうなんですかね。今回のこの国の制度に対するというような。本当にそんな各市町村に、何かあまり影響がないようにも感じるんですけども、どうなんでしょうね。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） 今、秋山委員のお話のとおり、本市においての影響というのは大きくはないかもしれないんですけども、一番最初の質問でお答えいたしました、今後医療費の増加というのが見込まれる中での中間所得層の方の抑制ということでの目的でございますので、御理解いただければと思います。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。（「国の法律改正でなるのでね、どうしようもないですからね」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は承認すべきものと決しました。

当局退席のため、暫時休憩いたします。

午後 1時06分 休憩

午後 1時07分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

次に4、その他。何かございますか。ないでしょうか。（「ありません」の声あり）

では、以上をもちまして、民生常任委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 1時08分 閉会

令和4年5月18日

気仙沼市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する

民生常任委員会 委員長 菊 田 篤